



報道発表資料の配付日時 4月21日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	オホーツク総合振興局管内における死亡野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルス確認(陽性)に伴う緊急調査の結果等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 4月6日に北見市内で回収された死亡野鳥(ハシブトガラス)3羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認(陽性)されたことに伴い、北見市内の野鳥監視重点区域内(回収地点から半径10km以内)の渡り鳥の飛来地等において、オホーツク総合振興局が4月16日(土)から18日(月)に10地点で鳥類生息状況等に係る緊急調査を実施した結果、野鳥の大量死等は確認されませんでした。</p> <p>○ 4月16日に網走市内の農場の家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認(陽性)されたことに伴い、網走市内の野鳥監視重点区域内(家きん農場から半径10km以内)の渡り鳥の飛来地等において、4月16日(土)から18日(月)にかけて、オホーツク総合振興局が9地点で鳥類生息状況等に係る緊急調査を実施した結果、野鳥の大量死等は確認されませんでした。</p> <p>○ 佐呂間町(3月3日及び3月22日)及び北見市(3月8日)で回収された死亡及び衰弱野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認(陽性)されたことに伴い、3月7日(月)に環境省が指定したそれぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域(それぞれの回収地点から半径10km以内)は、3月22日以降、いずれの区域内においても野鳥の大量死等は確認されなかったため、4月19日(火)24時に解除(※)されましたのでお知らせします。</p> <p>※ 環境省では野鳥監視重点区域を高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしており、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。</p> <p>〈今後の道の対応〉</p> <p>(1) 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>(2) 全道すべての家きん飼養農場に対し、雪解け後の鶏舎周辺への石灰散布や異状が見られた場合の早期通報、防鳥ネットなど野鳥の侵入防止対策の徹底について継続して指導し、発生予防対策の強化を図ります。</p>		
参考	○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。		
報道(取材)に当たってのお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、北海道(野生動物対策課、畜産振興課)	
担当(連絡先)	・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課長(担当者:橋) TEL:0152-41-0626 ・北海道オホーツク総合振興局産業振興部農務課長(担当者:森) TEL:0152-41-0660		

